

第3回堺市・美原町合併協議会会議録

日 時 平成15年8月20日(水)
会 場 美原町立中央公民館(5階 大集会室)
開 会 午後1時開会
閉 会 午後3時10分閉会

○出席委員等(31名)

会 長	米 原 淳七郎								
副会長	木 原 敬 介			高 岡 寛					
委 員	内 原 達 夫	栗 駒 栄 一	野 田 博	筒 居 修 三					
	高 岸 利 之	中 村 勝	米 谷 文 克	池 田 貢					
	中 井 國 芳	小 郷 一	池 田 範 行	肥 田 勝 秀					
	加 藤 均	菅 原 隆 昌	井 上 敏	奥 田 ひろ子					
	奥 野 新太郎	清 水 謙 一	高 島 正 一	田 中 昭 二					
	津 塩 壽 郎	長 田 光 之	西 原 広 好	平 野 紀代子					
	楨 峯 正 一	山 口 典 子	松 岡 義 典	宮 原 嘉 徳					

○堺市・美原町合併協議会事務局出席員

吉 田 幸 男	倉 宏 二
吉 田 景 司	藤 田 卓 也
山 岡 一 夫	光 齋 かおり
比 嘉 宏 幸	増 田 宣 典
北 口 雅 章	小 走 伸 吾
三 浦 直 子	吉 野 昭 平

第3回堺市・美原町合併協議会 次第

1 開 会

2 協議事項

報告第10号 市町村建設計画の策定にあたっての基本方針

協議第 9号 市町村建設計画（素案）

協議第10号 市町村建設計画パブリックコメント実施要領（案）

協議第11号 地域審議会の取扱い（案）

協議第12号 町名・字名の取扱い（案）

協議第13号 慣行の取扱い（案）

3 その他

4 閉 会

○午後 1 時開会

○吉田事務局長 ただいまから第 3 回堺市・美原町合併協議会を開会いたします。

まず、本日の会議資料のご確認をいただきたいと存じます。本日の資料は、A 4 版 1 枚ものの第 3 回堺市・美原町合併協議会次第というのがございます。それから、とめてございますが、第 3 回堺市・美原町合併協議会資料というのがもう一つ、これにつきましては、報告第 10 号及び協議第 9 号から第 13 号までを目次として最初のページに記載しているものでございます。それからもう 1 点、A 4 の横長の資料でございますが、堺市・美原町合併協議会関係資料とタイトルをうってございます。都市宣言等、市の歌等の目次を記したものでございますが、以上が本日の資料でございます。

それから、報道関係の方に一言申し上げます。カメラ撮りにつきましては、本日最初の報告事項までと本日はさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議の議長につきましては会長にお願いすることになっておりますので、これ以降の議事進行につきましては、米原会長、よろしくお願い申し上げます。

○米原会長 それでは、ただいまから第 3 回の合併協議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、この第 3 回の協議会にご出席いただきまして、お忙しい中、万難排してご出席いただきまして、本当にありがたいと思っております。本日は、市町村建設計画や合併協定項目などのご協議をいただきますが、ご出席の皆様には積極的にご意見をお出しいただきたいと思っております。そして、また円滑な協議会の運営につきまして、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議でございますが、ご欠席の方が 2 名いらっしゃいますが、定数は満たしておりますので、有効に成立しておりますことを、まず申し上げたいと思います。

また、本日の第 3 回協議会の会議録の署名につきましては、小郷一委員と井上敏委員のお二方をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、お手元にお配りしております第 3 回堺市・美原町合併協議会次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。

本日は報告事項が一件と協議事項が 5 件ございます。初めに、報告第 10 号「市町村建設計画の策定にあたっての基本方針」を議題といたします。

本件につきまして、まず、事務局からご説明させていただきますので、事務局、よろしくお願い申し上げます。

○吉田事務局長 それでは、報告第 10 号、ページは 1 ページでございますが、市町村建設計画の策定にあたっての基本方針というところから入らせていただきます。

第 2 回協議会での議論によりまして、当初の提案内容と 2 カ所で変更がございました。1 点目は、第 2 回の当協議会で修正されたとおりでございますが、5 番にあります計画の対象区域及び策定方法、これにつきましては、ここにお示ししております 2 行目のところ、

「将来の美原区の設置について検討する。」と文言が追加されてございます。もう1点は、6番のまちづくり計画における対象事業ということでございます。この対象事業の選定基準の記述方法につきまして、事務局で調整ということでございます。案は①、②、③、④とございましたんですが、○で表示をさせていただきまして、順序を示した、優先を示したものではないということをお示しをさせていただいております。

以上2点が変更点でございまして、これで報告を終わらせていただきます。

○米原会長 どうもありがとうございました。今の事務局のご報告につきまして、何かご質問等はございませんか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。それでは、続きまして協議事項に入ってまいりたいと思います。

まず、協議第9号「市町村建設計画」を議題といたします。

本件につきましては、本日はご説明をして、ご意見をいただきまして、次回に、そのご意見を集約した形で修正案をご提案するということにいたしたいと思っております。そういうことで、本日はご意見のみをお伺いするということにしますので、よろしくお願いたします。

それでは、内容につきまして事務局からご説明申し上げますので、事務局の方、よろしくお願い申し上げます。

○吉田事務局長 冒頭申し上げましたように、報道関係のカメラにつきましては、これまでということにさせていただきますので、ご了承いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第9号「市町村建設計画（素案）」ということで、（仮称）堺市・美原町合併新市建設計画ということでご提案させていただいております。ページは3ページでございますが、市町村建設計画につきましては、本日の協議会に最初の素案を提案することにごさせていただきます。ただいま会長からお話がございましたように、次回以降、順次議論をしていただくという想定でございます。

まず、全体の構成について表紙をごらんいただきたいと思います。第1序論、第2計画の趣旨及び期間、第3まちづくりの基本方針、第4まちづくり計画、第5概算事業費、第6財政計画、これが素案の全容でございますが、今回提案いたしますのは、ここにお示ししておりますように、第1の序論から第3のまちづくりの基本方針まででございます。第4のまちづくり計画から概算事業費、財政計画につきましては、次回以降にご提案をしたいというふうに考えておりますので、一応前回もご説明しておりますが、10月の協議会で素案をお示しをいたしまして、11月のパブリックコメントに付したいという考えでございます。

それでは、4ページをごらんいただきたいと思います。4ページには、この新市計画の目次を記載させていただいております。先ほどご説明いたしましたように、第1序論、第

2計画の趣旨及び期間、第3まちづくりの基本方針、ここまでが本日のご提案事項でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、5ページをごらんいただきたいと思います。まず、5ページから7ページにかけてでございますが、合併の必要性及び効果ということで、(1)住民の日常生活圏の拡大、(2)少子化高齢化への対応、ページをめくっていただきまして、(3)環境問題など広域的な行政課題への対応、(4)地方分権の推進、ページが変わりまして、(5)国・地方を通じた財政の著しい悪化、五つの観点からまとめさせていただいてございます。それぞれ合併の必要性並びに効果について記述をさせていただいてございます。

7ページから13ページにかけましては、両市町の概況ということで、数項目に分けて記載をさせていただきます。まず、7ページは(1)の歴史でございます。それから8ページ、(2)市町村域の変遷ということで、今までの堺市、美原町の合併等につきましてのご説明をさせていただいてございます。それから、ページが変わりまして10ページが両市町の位置をお示しさせていただいております、(3)地勢ということで①位置・面積、11ページのところに②地形・河川等ということでご記入をさせていただいております。それから、(4)人口・世帯数等ということでございまして、それぞれの今の人口状況について記載をさせていただいております。それから12ページが(5)産業でございます。それから、(6)が両市町のまちづくり、13ページのところに堺市と美原町の総合計画の概要をお示しさせていただいております。以上が序論の部分でございます。

それから、14ページでございますが、第2が計画の趣旨及び期間ということで、さきにご承認いただきました策定にあたっての基本方針などを踏まえまして、計画の基本的事項について取りまとめをさせていただいております。2番の計画期間につきましては、平成17年度から平成26年度までの10カ年というふうに記載をさせていただきます。これが計画の趣旨及び期間でございます。

ちょっとここは一気に進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、第3がまちづくりの基本方針ということで15ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1としまして住民自治を育む政令指定都市の実現、ここは、まず、(1)まちづくりの理念から始まりまして、以下続いておりますが、ここでは、合併後の新しいまちをどのようなまちにするのかということと、合併後の新しいまちで、美原町地域がどのような位置付けとなるのか、大きく2点について記載をさせていただいてございます。

(1)のまちづくりの理念でございますが、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤の強固な自治体となることということがまず1点、また、住民の福祉の一層の向上をめざし、現行の地方制度上、最も地方分権が保障されてございます政令指定都市への移行を実現することを最初の二つの段落で述べてございます。15ページの中段ぐらいからは、まず、①で新た

な自治の仕組みの構築、それから、続いて②といたしまして関西圏の発展に貢献する拠点都市と、二つの視点を踏まえましての住民自治、大都市行政の新たなあり方を実践するとしてございます。

まず、このうち、①新たな自治の仕組みの構築につきましては、支所及び将来設置いたします行政区への権限の移譲及び財源の移転を進めまして、支所や区役所を中心に、より地域の実情に応じた行政を展開することとしてございます。独自性を持った行政区が地域の実情に応じたまちづくりを展開するという、本計画の基幹となる理念を示してございます。

また、②といたしまして関西圏の発展に貢献する拠点都市ということでございますが、地域の特色に根ざす大都市としての新たな活力と魅力を創出しまして、効率的でダイナミックな都市経営を行うことによって、南大阪地域の発展を先導し、関西圏の発展に貢献することをめざすというふうにしてございます。

続いて16ページでございますが、ここで(2)まちづくりの方向といたしまして、その方向を示してございます。これは堺市の総合計画、それから美原町の総合計画を基礎にいたしまして、取りまとめたものでございます。市の一体性の速やかな確立と均衡ある発展などに貢献する事業を、この分野に従いまして検討していきたいというふうにご考えてございます。これが四つの柱でございます。

それから、次のページが(3)都市構造でございます。この都市構造につきましては、17ページから19ページにかけて、新しい市の都市構造について記載してございます。堺市の総合計画等における都市構造を基礎にいたしまして、美原新拠点と東部新都市軸という新たな要素を加えまして、新しいまち全体の発展を支える都市の骨格というものを考えたものでございます。

まず、②美原新拠点につきましては、17ページの下の方でございますが、地域生活拠点、支所周辺のイメージでございますけれども、としての機能に加えまして、都市拠点と南河内地域及び奈良県中部との交流結節拠点として、新しいまちの主要な拠点とするということをご予定してございます。19ページには全体をあらわします都市構造図をお示しをさせていただいてございます。以上が都市構造でございます。

続きまして20ページ、2. 美原町地域の位置付けとういことでございますが、市町村計画につきましては、美原町域に重点を置くという基本方針を踏まえまして、20ページから22ページにかけて、美原町地域の位置付けについて記載してございます。(1)美原地域の役割でございますが、20ページに記載しておりますが、6行目のところぐらいからごらんいただきたいと思いますが、より質の高い支所行政、住民自治を市域全体に波及・浸透させる役割、すなわち合併後の市のモデル的地域としての役割を果たすこととしてございまして、先ほどの新たな自治の仕組みの構築における記載とともに、独自性を持った行政区が地域の実情に応じたまちづくりを展開するという、本計画のこれも基幹となる理念を支え

る部分となっております。

それから、(2)のところでは、美原町地域のエリア別整備計画ということでございまして、①の北部から、②中部、③の南部、それぞれについて記載してございます。

それから(3)の美原新拠点の整備でございすけども、先ほどの申し上げました美原新拠点の具体的な整備方針を記載してございます。ここでは、美原町地域の中心核として、行政・文化・保健医療・社会福祉などの機能集積を図ることや、交流結節機能を有する総合的なシンボルゾーンとすると、また歴史ゾーンということで、黒姫山古墳でございすとか、M・Cみはら等の整備等につきまして、歴史的なこういう地域整備をめざすということが記載させていただいてございます。

それから、22ページに美原町地域のエリア別の整備計画図をお示ししてございます。

最後に23ページでございすけど、3. 公共施設統合整備の基本的考え方ということで、後段の部分でございすけど、美原町役場庁舎について、指定都市移行までの間は、支所としまして、新しいまちのモデル的行政区にふさわしい施設の整備を行うということを明記させていただいております。

今回、提案する内容につきましては以上のおりでございす。全般といたしまして、政令指定都市への移行を強く意識して記載をさせていただいております。以上でございす。

○米原会長 どうもありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様方のご質問、ご意見を承りたいと思いますが、どなたかございせんか。

○米谷委員 市町村建設計画(案)の策定にあたりまして、留意しなければならないことがあるというふうに思います。まず、堺市との合併について、まず1番目には、政令都市になれば、どのようなメリットがあるのか、この点を明らかにすることがまず必要なことではないでしょうか。2番目には、財政は合併すればどうなるのか、合併しない場合はどうなるのかななどを、具体的資料を示してほしいという、これが住民の皆さんの願いであります。これらのことが堺市と美原町の合併が必要かどうかという判断の材料になるわけでありす。

第1回合併協議会では、協議会は合併の是非を協議する場であるということを確認いたしました。第2回では、住民の皆さんが十分に合併の是非を判断できる時間的余裕を持つこと、そして、財政計画について財政シミュレーションは20年、30年後まで明らかにすることを求めましたが、事務局は計画の中でこれらのことを議論していきたいという答弁をしております。

そこでお尋ねをしたいと思うんですが、住民の皆さんのご意見、ご要望をどのように反映させようとしていくのか、この点。それから2番目には、市町村計画の建設計画が決まれば、その実現の保障はどのようにされていくのか。三つ目に、合併した場合の財政の見通し、しなかった場合、特に美原町の財政見通しについて明らかにしていただきたいということでご

ざいます。両市町の合併後の市が権限・財源の拡大云々というように、この市町村建設計画（素案）では書かれておりますが、どのように財源が拡大されるのか明確ではございません。そういう点から、今申し上げましたように、財政見通しについて明らかにしていただきたい。そして、スケールメリットについてでございますが、合併すれば、具体的にどのようなスケールメリットが得られるのか、この点についても明らかにする必要があると思っておりますが、この点について、まずお答え願いたいと思っております。

○吉田事務局長 まず、住民の意思をどういうふうに受けとめるかという点でございますけれども、これは後ほどご説明いたしますが、パブリックコメントを実施するという点で、前回は少しお話をさせていただいておりますが、このパブリックコメントにつきましては、後ほどご説明するわけでございますが、新市建設計画の素案を、今の予定では10月ごろにまとめまして、11月にパブリックコメント、住民の方のお声を聞かせていただきまして、1月、年明けに案をまとめるというような考え方でございます。これが住民の意思反映ということでございまして、続いて市町村計画の実現保障ということでございまして、両市町で合併協議につきまして合意しますと、策定する市町村建設計画は当然に実現されるべきものというふうにご認識をしておりますが、実現を保障する制度の一つとして、本日、また後ほどご説明いたしますが、地域審議会というものもご提案をしていきたいという考えでございます。

それから、財政見通しのお話でございます。この財政シミュレーションにつきましては、一応指定都市移行後、どういうふうにとということかと思っておりますが、これは私どもの事例ではございませんが、他市の事例を参考にいたしますと、さいたま市の例などで少しご説明いたしますが、さいたま市は本年4月に指定都市に移行したわけでございます。これはもう公になっております。地方譲与税で8億4,800万円、自動車取得税交付金で8億7,500万円の増額、また、軽油引取税交付金で75億2,200万円、宝くじの収益金で30億8,000万円と、さらに普通交付税の影響額として105億、トータル228億円強の増額を見込んでおられるというのが予算でございます。

ご存じのように、さいたま市は3市合併によりまして一般市から政令指定都市に移行したものでございます。本市の場合、既に中核市の適用を受けてございます。普通交付税につきましては、中核市の権能分は措置されてございます。さいたま市よりは低い額になろうかと思っております。なお、さいたま市は現在人口が102万人、面積170平方キロでございまして、本市との違いはあろうかと思っておりますが、一つの目安になろうかというふうにご考えていただきます。これが一応財政変動につきましてものご考え方ということでございます。

合併しなかった場合の美原町の財政見通しということでございます。今、国・地方を通じまして、約700兆円というような起債残高があるというふうにご新聞紙上等でもよく言われております。景気の動向を考慮いたしますと、全国的に見ても、どこの市町村も厳しい財政運営に押し迫られるということでございます。私ども、今後、この市町村建設計画につつま

しては、先ほどもご説明いたしましたように、財政計画を最終的にまとめましてお示しをしていく予定でございます。本日は、先ほども申し上げましたように、まだ、いわゆる市町村計画の前半部分でございます。今後、そういうものを明らかにしながら、また、ご協議の方、していただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○米原会長 ありがとうございます。

○池田貢委員 美原町の池田貢です。若干、今の米谷委員の質問と重複すると思えますけれども、ちょっとお聞きいたします。

堺市と美原町が合併をして政令指定都市になった場合の地方税及び地方交付税等の税財政上の特例、また、道路特定財源としての譲与税及び交付金に係る特例等によりまして、政令指定都市としての新堺市の一般財政上の税収の伸び及びそれに基づく事業への経費配分のための支出は、今、さいたま市にとってのシミュレーション、ちょっと出ましたけども、政令指定都市としての新堺市のそういうシミュレーションをしたものがあるのならば提出してもらいたいと思いますし、ないのならば、早急に提出するようにしていただきたいというふうに要望いたしますが、よろしくご返答お願いいたします。

○吉田事務局長 指定都市に向けての財政事情のお話が出てまいりました。先ほどもご説明いたしましたように、新市建設計画の中で財政計画を立てていくわけでございます。これも秋を目途に出す予定でございました。新市建設計画と並行しながら指定都市のシミュレーションにつきましてもお示しをしていきたいという考えでございます。以上でございます。

○池田貢委員 今、秋にそういうシミュレーションをしていくというお話なんですけども、この合併協議会は今回で3回目なわけなんですけども、事務局あるいはおいでいただいている両首長あるいは助役、または前の方に座っておられる行政に携わる方のアイデンティティーといえますか、そういうものは、より大きな予算を住民のために、より適切に配分することだと思うわけなんです。であるならば、やはり、もう3回目の合併協議会でありますので、政令指定都市としての新堺市の予算が計算されずに、シミュレーションされずに合併問題が箱だけを検討していくというのは、ちょっと不自然なのではないかというふうに思うわけなんです。ですから、どれぐらいの予算が新しい堺市の予算になるかということがわからずに、どのような将来設計を描いて合併していくのかということは、少々ちょっとわかりにくいということで、新堺市の予算が早急に予測されるようにするのが行政に携わる方の責務だと思いますので、秋ということなんですけども、早急に、政令指定都市になった場合の新堺市の財政予測を作成していただくことを要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉田事務局長 ただいまのご意見でございますが、事務局の方でも、できるだけ早く作業の方を進めるようにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○米谷委員 今、池田委員が申されましたように、先ほど申し上げましたように、住民の方は、

堺市と美原町の合併について将来的な不安、特に財政面の不安について多く持っておられるわけですが、これについては早急に、合併すればどうなるんかということが美原町の住民の皆さんにとりましても、堺市との合併が必要かどうかという判断の重要な材料であるということとは先ほど指摘した点でございますが、この点は、ぜひ早急に示していただきますことをお願いをいたします。

それと、先ほど住民の皆さんのご意見、ご要望をどのように反映するかということで、パブリックコメントのことで答えておられましたけども、パブリックコメントの内容を見ますと、実際、このパブリックコメントで答えられる人という範囲を見た場合、広く住民の皆さんがここに、こういう制度を利用できるかどうかという点については、この制度の矛盾、限界というのがあるのではないかというように思うんですね。そういう点では、もっと広く住民の皆さんの意見が聞けることを、また、それなりの対策をとって、この市町村計画の中に多くの住民の皆さんの意見を反映させる、そういうことに努めるべきではないかというように思うわけでありまして、その点についてひとつお答えを願いたいというように思っております。

それから、先ほどお答えの中に、スケールメリットの点について、どのようなスケールメリットがあるんかということをお答えしていただかなかったので、この点についてお答え願いたいと思います。

- 吉田事務局長 まず、先ほどスケールメリットの点が漏れておりまして、申しわけございません。スケールメリットと申しますのは、合併によりまして、両市町が共通して実施しておりますような事業、それから施策、組織の運営等につきまして、当然、合併することによって規模や効率面で経済的な効果が得られるだろうということでございます。例えば職員の配置でございますとか、専門職員の増強、それから財政基盤の拡充、いろんな施設の統合とか、いろんな整備等があるかと思っております。より一層効果的ないろんなものの再配分でありまして、相互活用が可能になるというのがスケールメリットかと思っております。

それからもう1点が、パブリックコメント以外で、いろんな住民の方のご意向ということでございますが、私ども協議会といたしましては、広報・広聴の形をできるだけ充実させるとともに、ただいま発行しております「たより」がございまして、この辺をいろんな形で、どのようにすればいいかということも、またご提案もさせていただきたいと思っておりますし、両市町におきましても、情報提供、説明等につきまして意向把握をしていくという考えでございますので、一応パブリックコメント以外にも当然協議会として広報・広聴には全力を傾けていきたいという考えでございます。以上でございます。

- 松岡委員 今、両委員から言われましたように、確かに町民は、堺も市民はですね、やはり財政の面とか、そういう面は関心が大きいというように思います。ですから、この辺については、僕はこの合併の委員ですから、両市町の議員さん、市会議員、町会議員、これについ

ては、内容については私はわかりませんが、やはり一つの市町になりますと、それだけの計画を持って進められているんじゃないかと思うんです。年間予算あるいは10年の予算、長期予算、そういう予算の中でいろいろ組まれているのではないかと。そして、これもそういう中から、合併をする中で、また、こういうことを組もうということが出てきてるんじゃないかと、その辺のところ、事務局、ちょっと説明不足ではないかと。こういうのがあれば説明をしてほしい。

それともう一つは、町民がいろいろ心配していることに対して、今までから、事務局として、今までの冒頭の発言聞いてましたら、各地域ごとにいろんな報告をされ、あるいはテレビカメラか、ああいうのもモニターもつくり、いろいろやるという、その活用について、どのぐらい、どういうぐあいに活用されているのか。今現在、これで3回目ですけれども、そういう点、そういうものがちょっと事務局から報告されない。やはり自分らやっていることについてもやっぱり報告をきちっとしてほしいというぐあいに私は思うんです。そして、町民、市民がやはり不安ですから、そういうところへ出てきて、もっと、こういう意見もあるんやというようなことをやはり我々も生に聞いてることもあります。やはり一番心配しているのは財政の問題、個々に前からも出てましたような、幼稚園やとか、印鑑証明の問題やとか、小さなこともようけあります。そやけど、そういうことよりか、まず、今は基本的なことをまず進めているわけですから、事務局が進める中で、こういった面を基本にちょっと説明してほしいなというように私は考えております。以上です。

○吉田事務局長 まず、地域ごとのいろんな、ビデオとか撮ってございまして、その活用云々のお話でございます。いろんなところへご活用くださいということでお話をしておりますが、今お聞きしますと、まだ、そういうお申し出がないということで、ちょっと私どもの方から積極的に動いておらないのは、今後いろいろ考えていきたいと思うんですけれども、こういうものができ上がっておりますということはご案内させていただいておりますが、まだ、ご活用いただいているような面がないというふうには今はお聞きしてございます。

それから財政計画、今、それぞれの委員さんから質問がございました。先ほども申し上げておりますように、私ども、この市町村建設計画の中で、最終的に財政計画を踏まえながら事業を今後計画をつくるわけでございます。現在、そういう、いわゆる事務事業のそれぞれの堺市と美原町の違いでありますとかいうことを、所管、それから専門部会等で議論を今してございまして、その取りまとめをしながら、財政計画についても当然、それに見合うものでないと、予算以上のやっぱり事業はできませんので、その辺は財政計画を踏まえながら考えていきたいと、両輪で今作業をしておるといふ状況でございます。以上でございます。

○内原委員 内原でございます。先ほど委員さんから、市は行政やってるんだから、財政見通しについて何も無い、ある分だけでも説明せよというお話で、ごもっともだと思います。議会の議員さんも十分ご承知でございますけれども、堺市、私、堺市の助役をしておりますの

で、堺市のことを申し上げますけれども、どこの自治体でもそうでございますけれども、毎年、毎年、予算を市長が編成しまして、市議会のご承認を得て執行していく。もちろん、それは何をしていくか、どういうものを施策としてしていこうかと、個々についてご議論いただいて実施していつている。いわば当たり前のことでございますけれども、そうやって、美原町さんも同じでございます。

それで、合併すれば、あるいは政令指定都市になればどうなるか、一言で言いましたら、先ほど事務局から話がありましたように、いろんな新たな財源の移譲が期待できる、来ることを。現在、他市の例を言いましたけれども、堺市と美原町さんの場合は、200億も財政規模が広がるということはなかろうと思います。既に説明ありましたように、中核都市に移行しましたときに財源の移譲がございました。交付税等の増はございましたので、150億ぐらい違うかなと、私は勝手に思っております。これは金額は正確ではございません。いずれにしても、政令指定都市に移行すれば、あるいは合併すれば、自動的に何か豊かになるようなというのは、確かに政令指定都市になれば、財政規模あるいは財源の移譲がありますので、今より有利になることは、私は間違いないと思います。

問題は、それをいかに、例えば10年先はどうか、20年先はどうかいいましても、先ほど申し上げましたように、何をしていくかと、いわゆる歳入は増額になっても、当然委任事務、大阪府がやっておられるような事業も市の方でしなきゃいかん義務も発生するものもありますので、その中で浮いた財源といいますか、そのものをどのような事業をやっていくか。それから、現在のように不況あるいは地方財政の危機といいますか、非常に苦しい財政運営を迫られていますけれども、この中で従来どおりのままやるのではなしに、当然、合併あるいは政令指定都市になろうとなるまいと、賢明な行財政の改革をしましてね。

簡単に言いましたら、支出も非常なお互い努力して、簡単に言うたら節約をして、しかも住民のお金がなくても、苦しくてもやらなきゃいかん事業はありましようから、それは毎年、毎年、議会、市民の皆さんのニーズに合ったような施策をやっていきつつ、財政あるいは歳入をにらみながら運営していくというのが実態でございますので、ただ何となく、政令指定都市になれば豊かになって楽々でいける。これはもう当然ながら、そんなことじゃありませんで、努力は当然必要でございますので、いずれにしても、不利にはならないと私は思っています。その中で、毎年、毎年、どのような努力と行財政改革を進めながらやっていくかということでございます。

堺市は18年の春までに、今非常な、まだ足らんとされている点もありますけれども、行財政の改革、議会と一体になりまして、黒字基調に向かってやっていつております。これをずっと続けると、美原町さんと合併の暁にも、これをどんどん進めて、そして毎年、毎年、財政の安定に向けて努力していく、これに尽きると思います。ですから、合併すれば、あるいは政令指定都市になればこうなるというのを一概にお示しできるというのは、何をやるか

ということと並行して絶対必要だと思います。

それにつきまして、今先ほど事務局から説明ありましたように、10年間ぐらいのシミュレーションを計画は、まちづくりの計画、何をするかと、大筋のことを決めて、すべてではありませんよ、くどいようですが、議会の承認を得ながら実施していきますので、大まかな事業、何をするかというような限定をして、いずれにしても、財源の中で、いわば赤字基調にならないようなことをめざしてやっていくということに尽きようと思います。十分な説明にならなかったかもわかりませんが、そのように運営していくべきだと思っております。以上でございます。

○米谷委員 先ほどスケールメリットの話があったわけですが、私が調べました資料を見てみますと、行財政の効率から見た適正規模ということで、八尾市の職員が大阪府内の市町村についての研究されました資料がございます。これによりますと、住民1人当たりの必要経費は、自治体の人口規模が少ない場合は高く、人口規模が拡大するにつれて、だんだん下がってきて、ある一定の規模を超えると、また高くなる。およそ人口規模が17万人ぐらいの自治体が最も経費が少なく済むと言われております。

また、1999年12月に発行されました山口大学の経済学部の教授が書かれました、東洋経済新報社から発行されました「最適都市規模と市町村合併」によりますと、自治体が最も効率よく運営される規模は、職員配置の効率では、人口32万から33万人、人件費の効率性では27万人から29万人程度であり、職員数と人件費で見た適正規模は、おおむね30万人程度と分析し、それ以下でも、それを超えても人口当たりの職員数、人件費が増大するとしております。また、歳出総額から見た効率で見ると、人口18万人から22万人が最も少ない経費で自治体経営ができる規模となっており、人口20万人が適正規模の目安と結論づけておるわけであります。

さらに基準財政需要額で効率性を見ると、21万人から28万人、財政力指数から見ると、31万人から33万人が適正規模と分析し、その他歳入などを含めました総合的な指標で見ると、全国の市の適正規模は、おおむね30万人弱と結論づけております。そして、自治体合併を財政的な効率性の面を基準にして見た場合、この最適規模を大幅に下回っている自治体が最適規模にするための合併なら効果があるが、それを大幅に超えるような合併は、財政効率的には逆効果になることが実証的に明らかにされておるといふ、こういう調査結果も出ております。また、多くの研究結果を見ますと、同様な内容が示されておるわけですが、その点から見れば、堺市と美原町が合併して80万人を超える市になるわけですが、果たして、言われておるようなスケールメリットがあるのかどうか、この点についてまず疑問を持つわけであります。

また、政令市の問題でございますが、先ほど財源がふえるということでは言われておりました。内原委員は、それだけやなしに支出の問題も言われておりますけれども、例えば平成

13年度の大阪市の予算の特例経費に係る税制上の措置不足額の資料を見ますと、特例経費、これは地方自治法第235条の19の規定に基づく大都市特例経費、これが250億円とされており、その他法令に基づく大都市特例経費の衛生研究所、定時制高校人件費等で127億円、総計、一般財源の所要額が737億円の経費が要ると言われておりますが、また、その他法令に基づく大都市特例経費の国道・府道管理で360億円、合わせまして737億円になるわけでありましたが、これに対します税制上措置がされるのは、現行制度のもとでは道路特定財源の188億円、737億円に比べますと、25.5%だけがこの措置がされるという、こういう状況が今大都市の状況であります。

このような状況の中で、政令都市になることにメリットがあるのかどうか、こういう点での疑問は持つ次第であります、この点についての、もしお考えがあるならば、そうではないと言われるならば示していただきたいと思っております。

○吉田事務局長 特にスケールメリットのお話の中で、最終的に指定都市に移行後のメリット論かと思っております。これは既にもう皆様方、よくご存じだと思いますが、指定都市移行によりとして、いろんな権限がおりてまいります。多くの事務を直接執行できるようになるという、組織としての効率がよくなるという部分はあるかと思っております。数字的な部分ではなしに、私どもとすれば、こういう迅速な行政サービスの提供が可能になるというのが1点あるかと思っておりますし、先ほどありました多くの特定財源が移譲されまして、財政的に豊かなまちづくりが可能になる。

委員おっしゃいますように、他市の大都市の事例を挙げてのご指摘でございますが、私ども、やはり石油ガス譲与税でありますとか、軽油引取税、宝くじの販売収益金等々の財源がふえるわけでございます。これは財政計画の中で、また明らかにはしていきたいと思っておりますし、もう一つ、指定都市のメリットと申しますのは、都市イメージの向上というのも当然あるかと思っております。そういうイメージ向上によりまして、地域の活性化がより進むというようなことも考えておりますし、行政区の設置、これは既にこの協議会でも前提として美原町に行政区を置くということの前提のお話もさせていただいております。その中で、今回の市町村建設計画の中でも、やはり今あります美原町さんのいろんな行政水準の話、それから今後の支所の展開でありますとか考えますと、身近で、よりきめ細やかな行政が保障されるというふうに私どもは考えてございます。

かといひまして、デメリットがあるわけではございませんでしょうし、当然それを執行するにあたりましての責任、これは私どもは行政マン、特に責任を持って執行できます組織づくりでありますとか、一番言われております職員の意識改革、これなくして、やはり指定都市というものは実現しても、よりいいものにはならないというふうに考えております。財政的な面ではなしに、私、今説明申し上げておりますのは、指定都市になりますメリット等についての考え方を述べさせていただきました。以上でございます。

○菅原委員 堺の菅原でございます。ただいま皆様のご意見を拝聴し、特に美原の皆さん方、大変不安を感じている部分が多々話をされているようでございますので、ちょっと事務局に確認したいんですが、財政的な面は、次回にやるということを書いてますし、要は、皆さん方に財政がどうなるんだと、こういうことを発表する時期というのは、きょうはまだそこまでいってないで、三つのテーマを消化し、次のときに財政的とか、概算事業費とかを組むわけですので、今の段階で何やかんや言うたって出ないわけでしょう。傍聴、たくさんいますけどね、不安に思っておるわけよ。だから、きょうはそうじゃないよ、次はこうして論議する。そんなときに初めて将来の財政計画が出るわけなんで、それをはっきり皆さんに申し上げないと、何か不安、不安、不安というのが出てくるような感じがしますので、それをしないと先に進まないわけで、大事なもので、次にやればいい話でね、ひとつ、それ、よろしくお願ひします。

○吉田事務局長 私の答弁が説明が余り適切でなかったように思いますが、今後の予定でございますが、先ほどからもご説明申し上げておりますように、10月には財政計画等含めました全体の計画素案を出させていただきます。ですから、今回ご提案しておりますのは前半部分ということでございまして、今、菅原委員さんからもご指摘ありましたように、財政計画については、10月には明らかにしていきたいという考えでございますので、確認をさせていただきます。10月にはご提案をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○栗駒委員 堺の栗駒でございます。今、合併をして政令市になった場合、財政がどうなるんかということを議論の中心になって進めましたけれども、この建設計画の必要性及び効果とかいう中で、政令市になった場合の表現が、より多くの権限・財源が保障されている政令指定都市への移行によるという表現が、例えば7ページにございますし、あるいは15ページのまちづくりの基本方針にも同じような表現が、政令市になった場合には権限と財源が拡大すると、こういうことで行政需要等がふえるということについて、今先ほど内原委員さんからもお話がありましたけれども、そういった表現がここではなされていない、あるいは少ない、弱いとか、そういうふうな表現になっているかなと思いますし、そういう点では、当然、権限あるいは財源が拡大するけども、当然一方では行政需要も増大するという表現は当然盛り込まれるべきだろうというふうに思います。

それから、これも先ほど内原委員さんからお話の中に、今後、問題は財源をどう使っていくのかということが問題だというふうなお話もございました。そういう点では、ひとつ申し上げておきたいと思ひますけれども、まちづくりの基本方針で、17ページ以降、(3)都市構造をどうするかという記述がございます。その中で、18ページには都市軸という表現がございます。そして八つの都市軸、これが○印、頭に丸をつけて記載されています。その都市軸の文章、4行で書いてございますけれども、最初に都心と二つの新都心相互の連携や、以降文章がございます。この二つの新都心という場合、一つは現在の堺市の中百舌鳥地域で

ございまして、もう一つは、臨海部でございます。現在、中百舌鳥には、ある程度、都市のそういった形態がございますけれども、臨海部にはございません。いろんな都市の核をつくっていく。そして軸をつくっていくという、いわゆる多軸・多核の都市づくりというのは、これはいわゆるバブル経済のときに発想された、そういうところでずっと計画をされてきました。このまちづくりプラン自体が美原町と堺市の総合計画に基づいてつくられたというご説明でしたから、そこに当然そういった表現がございますから、それは当然かもわかりませんが、しかし、堺市で現在、第四次総合計画ですけれども、この第四次総合計画の審議の中で、こういう多軸・多核の都市づくりについては、いろいろの議論がございまして、中身はいろいろでしょうけれども、過去のそういった考え方については、なかなかそのとおりにいかないんだという議論もございました。

そういう中で、今回、合併をして新しいまちをつくっていくときに、じゃあ、都市の構造どうするんだ、都市軸どうするんだと、こういう表現があるわけでありましてけれども、その中で、現在全く、都市でないところを新都心というふうに位置付けて、そして、これを今後進めていくというふうになりますと、先ほど、今後の財政計画、財政シミュレーションは次回に示されるというわけでありましてけれども、そういった財政計画、財政シミュレーションをつくりましても、今後、それが大きく狂ってくる可能性がある。そういう計画だというふうに私は考えています。今後、新市の財政に大きな影響を与える、こういう問題がここに盛り込まれているんだということについて、私は、本来、これは確かに堺の総合計画に盛り込まれていますけれども、ここではこれは強調されるべきではないというふうに考えておまして、今後の不確定要素が大変大きい、そういう臨海新都心についてのこの表現は、修正されることが必要じゃないかというふうに考えております。以上であります。

○米原会長 この議題ばっかりに時間をずっと費やしていいのかどうか疑問に思っておるんですが、また、ご発言の方は大体議員さんなんですね、町会議員の方とか市会議員の方、私としては、そういう議員さん以外の一般の市民代表の方のご意見をもっとたくさん聞きたいと私は個人的にはそう思っております。

先ほどちょっと事務局に、それじゃ、そういう一般の、委員さん全員が、もう時間が余りありませんので、例えば明日以後、例えば1週間以内に、この問題について、こういう質問があるとか、こういう要望があるということ、ご意見がございましたら、事務局は受け付けてあげますと、そういう約束をいただきましたので、きょう、この場でなくて結構ですから、この問題につきまして、いろいろご意見、ご要望、ご質問があれば、事務局の方に文書でも出していただければ、それなりの対応はしてくれるはずですから、そういうことをお願いしたいと思います。

こんなこと言うと怒られるかもしれませんが、議会の議員さん方というのは、大体行政の当局の方と、こういう会合以外でもいろいろご接触があるわけですね。いろいろお話していた

だくチャンスはあると思いますが、議会の議員さんでない方の事務局とのお話し合いというのは、もうこういう場に限られると思いますから、もっと積極的にご発言していただくと同時に、なかなかこの場でご発言が難しい場合は、私の方におっしゃっていただければ、なるべくこの会合の場以外の時点でも質問を受けていただくようお願いしたいと思いますので、今後のこの会の運営は、そういうことをちょっと私なりに考えてまいりたいと思います。

それから、私は本日もまたお忙しい中、傍聴の方がたくさんいらっしゃるわけですが、そういう方のご質問は受け付けないのかと、ちょっと聞きましたら、それはやっぱり受け付けないということになっておるといふ、これは制度上そうなるんだということですが、だからといって、せっかくおいでになっておられる傍聴の方が何にも自分の意見をここに反映できないというのは、非常に私としても残念なことですので、ここにいらっしゃる委員の方を通じて、ご意見を出していただければ、委員さんのご意見として事務局は受け付けてくれるということですので、私はそういうふうに解釈しておるんですが、やっぱりこういう大切な問題をこの短い時間で決めてしまうというのも何ですから、今申し上げましたようなことで、傍聴の方も委員さんを通じてご意見等をお寄せいただければ、大変私としてはありがたいと思っている次第です。以上でございます。

○高島委員 今後、いろんなことを、きょうは素案ということで私もじっと見てはおったんですが、先ほどからのお話だけじゃなくて、やはり疑問がある、それから懸念があるということは払底しなきゃならん、これはもう大事なことかなと思います。私はメリットがあるものとして合併をすべきであると。じゃあ、その前提として、わかりやすい、これは事務局にお願いしたいんですが、初歩的なことを申し上げますと、会社の統廃合というのがあります。合併もあります。Aという会社、Bという会社が合併する場合には、この会社の年収は幾らある、利益が何ぼある、借金が何ぼある、当然それを持ち寄って合併が可であるか不可であるかということをもとに合併ということを進めていくわけですね。

だから、私は美原町、起債があるとしましょう。美原町、それから堺市、対比にさせていただいて、簡単なもので結構なんですよ。一応その対比が、今ここにおられる委員さんだけでも、少なくとも数字上で、現在こうあるんやと、合併後の暁には、もちろん、そういう補助金云々の問題もあるかもしれません。ただ、合併後においては職員も今1,000人おるものが、これだけ減りますよ、減る予定、議員もこれだけ減りますよ、予定。ただ、その金額云々については私らはわからない。

それから、10年のシミュレーション云々の話も出ていますが、問題は、そこから出た利益は、今後の新設の計画ということになるわけですね。だから、それは今後我々が、または合併後のその行政で鋭意努力すべきことであって、今すぐどうこうということを我々考えても、非常に難しいし、これだけを見ていく上におきましては、確かに財政というのは一番根幹をなすものですね。ただ、その中で我々、疑問持たさないようにしようと思えば、収益幾

らある、借金がある、利益幾らある。だから、合併したときにはこうなりますよ。私は、メリットがあるものとしてここへ出席しています。だから、それがもっとわかりやすくするためには、端的にそういうことを事務局の方で出していただいた方がいいと思います。これはもうできれば、10月と言わずに、9月の委員会のときにやっていただかないと、この素案をまた修正とかいうことをおっしゃってるんですが、前へなかなか進んでいかないと違うかなと、このように思ってますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○米原会長 どうもありがとうございました。もうよろしいですか。

○小郷委員 進め方の問題で、ちょっと私も感じておったんですけども、きょう、財政の問題は、この次にやるということでありまして、というのは、きょう、この問題提起をされた部分と、それから財政の問題というのは、これは一体として考えていかななくてはいけないのじゃないかと思うんです。というのは、まちづくりの基本方針とか、こういうものを一定固めて、その上で、今度は具体的に財政問題も考えていく。このこととのかかわりがあると思ひますので、財政の問題というのは次回やると思ひますので、一定、きょうの出された考え方について議論をするべきではなかったのかなというふうに感じてました。

今、栗駒委員の方から、堺の総計の中での問題点を出されました。この点については、四次の総計を策定をするときに、私どももいろいろ議論いたしましたけども、きょうのこの段階では、これはあくまでも基本方針とか理念の項でありまして、やはりこれから都市における居住の利便性を高めたり、あるいは定住魅力あるまちづくり、こういうものを進めていく上では、これは基本方針や理念という項目で書かなくてはいけないのではないかと。だから、こういうふうな記述で私は十分ではないかというふうに思ひています。

それから、今後、政令市への移行を念頭に置きまして、いろんな問題が出てくると思うんですけども、私はその都度、その議題に応じた議論を進めていっていただきたい。これは会長にもそのことをお願ひをしておきたいと思うんです。そうでないと、あっちへ飛んで、こっちへ飛んでしますと、財政の問題とか、そういうものを具体的に要請するのはいいとしても、問題提起をされて、そこで議論するというのはいかなものかというふうに思ひます。以上です。

○宮原委員 美原町の宮原でございます。今、非常に会長さんから結構なお話をいただきまして、どうもありがとうございました。私どもも委員として参っておりますので、一言も言わんのじゃありません。時期が参りましたら、20対1の合併でございますので、私どもは美原町のメリットのために、私どもは意見を吐かせていただきます。今はその時期ではないんじゃないかと、このように思っておりますので、静観いたしておるだけでございます。委員としての役目は十二分に果たさせていただきますので、ひとつ、どうぞよろしくお願ひします。

○松岡委員 今、堺の委員さんから言われましたように、あっちこっちへ飛ぶというようなこ

とで、僕もこれから意見を言おうと思ったら、飛ぶんで、申しわけないと思うんですけども、まず、最初の序論から始まって、ずっとあるんですけど、個々に見ていきますと、なかなか事務局はいろいろ苦心をされて文章をこしらえ、第1回、第2回の論議も構えて、番号をやめて〇に変えるとか、いろいろ苦心をされているというぐあいに思います。ただ、その中で、個々に言いますと、いろいろな問題が出てくると思うんです。美原町との合併をしますと、職員の質の問題、人員については足らなくなるやろうと、ただし、それはできるだけ質とか量の中でカバーしていくんやとか、それからまた、いろいろ出てます。個々に読んでますと、ええことばかり書いてくれてるわけです。特に美原町に対する問題については物すごいええことを書いてくれている。これ、本当に僕は美原町にとっては、本当にこれが100%ならんでも、これが50%、60%、本当に実行できれば、美原町、細かい問題は別にしまして、大問題としては物すごいええんじゃないかという僕は考えしているわけです。

だから、この辺、事務局としても、ただ単に苦心をして書かれたということやなしに、両市町では、議会もあって、議会の中でやはり論議もされてるやろうと、先ほども僕は言いましたように、やはり我々一委員で、その議会の内容はわかりませんが、両方とも議会の中で、やっぱりある程度の論議はされてるんじゃないかと、そうしてここへ出てきてるということを僕は確認しますので、それだけに守ってもらおうと、傍聴の方も皆聞かれているわけです。これがもし守らなったら、ほんまに事務局、えらいことです。本当に我々委員もえらいことですわ。ですから、これだけは絶対やってもらえると、100%とは言いませんけども、だから、その辺を覚悟してこれからも進めていってほしいというぐあいに思います。

○米原会長 どうもありがとうございました。先ほどから事務局は私に、早く次の議題に行け、行けいうて、もう三度か四度言われたんですけども、やっぱり今おっしゃられたようなことで、私自身、議員さんよりも市民一般の方々のお考えをもっとこの会議に反映させたいと思っておりますので、先ほど申しましたようなことで、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉田事務局長 いろいろと私どもも一生懸命頑張っておりますして、今、松岡委員おっしゃいますように、ここに書いたことがそらごとでないように、次回お示ししますいろんな事務事業につきましても、いろいろ堺市、美原町で協議いたしまして、この事務事業を上げていくというようなことを今後具体的にお示ししていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、財政の現況についての先ほどご質問がございました。できるだけ早くそういうものを出すべきだということでございます。財政の現況につきましても、次回の会合におきましてお示しをしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

私ども、決して不安を抱いていただくということについて、不安を取っていただくことで事務を進めておりますので、よろしくお願ひいたします。

それからもう1点でございますが、いろいろご意見、今いただきまして、当然、意見の中で指定都市に関するご意見、かなりあったかと思えます。今後、指定都市に絡みます、いろんな考え方ももう少し加味してというご意見もあるようでございますので、次回も引き続き、修正案をお示しいたしまして、ご議論をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○米原会長 この問題、まだやりますか。まだやってよろしいですか。

○池田貢委員 また議員の話で恐縮なんですけども、まちづくり基本方針の中の美原新拠点について、ちょっと質問及び要望をしたいと思えますので、よろしく願います。

現状では、堺市と美原町では、都市機能の整備において、かなり大きな差があると思うわけなんです。それで、美原の新拠点を考えていく上で、例えば美原に産業とか道路を誘致したりして、堺との現状の差を埋めていく方向でいくのか、あるいは美原を良好な住環境のあるまち、落ちついたまちとして、かつ鉄道等の誘致を含み、交通の利便性を持つまちにしていくのか等ですね、その他方向性を十分に吟味する必要があるんじゃないかと思うんですが、そのとき、まちづくり基本方針が、ここに書いてありますが、各計画の実施期間が平成17年度から26年度までの10カ年とすると、こういうふうには書いてるんですけども、これは僕としては、ちょっと短いのではないかと思うわけなんです。

もちろん、この10年というのは、合併特例法等に基づく財政支援措置を考慮しての期間設定ではあると思うんですけども、この期間設定後の平成27年度以降は、美原地区が地形的に見て、単なる堺市の東の端の一部にすぎない状況になるのではないかと、こういうおそれが多分にあると思うわけなんです。また、そのことが美原の住民の危惧の一つでありまして、単なる東の端にならないように、もう少し、10年たった後も、まちづくり基本方針の各計画の実施期間を10カ年と限定する必要は、私自身はないと思えますので、美原区域が現状も堺市の東の端に位置するという地理的状況からかんがみて、27年度以降も何らかの特別措置の設定を考慮していただけないかと。そして、できれば、14ページの2の計画の期間の後ろに、それ以降も美原の発展を十分に考慮していくということをつけ加えていただければ、ありがたいなということで要望いたしたいと思えます。よろしく願います。

○米原会長 要望ですね、わかりました。事務局に伝えておきます。

○米谷委員 意見を述べる前に、委員長に一言、言いたいんですけども、それと事務局に申し上げたいんですが、先ほど会議を早く進めという、これはけしからん話だと思っております。あくまで、委員の発言については保障すべきだと、事務局がとやかく言う問題ではないということをお願いしたいと思います。

そこで、意見だけ述べさせていただきます。一つは財政計画について、次回から出していくということでございますので、一つは、先ほどから出ておりますように、財政シミュレーションについては20年、30年先も含めてつくっていただきたいと思っております。それ

からもう1点、財政の問題に関しては、地方交付税の算定の特例がございます。この算定の特例の額が幾らぐらいになるのか、この数字についても明確に示していただきたいと思っております。

それから、まちづくりの基本計画の問題について、美原町域の位置付けに関しての問題ですけれども、美原町域のまちづくりの中心課題は、前回にも申しあげましたように、住民アンケートに示されました、まちづくりの不安が64%もある住民の不安を解消することがまず大事だということであります。美原新拠点の整備も考えるわけでありまして、まず、優先しなければならない課題は、住民の身近なことの実現、住民の暮らしの基盤整備が優先されることでありまして、この点をまちづくり基本方針に明記すべきではないかという意見を持っております。

次に、美原区が強調されておりますけれども、これらの自治はどのように守られていくかということでもありますけれども、これは後の協議11号の地域審議会の問題とも重なると思っておりますけれども、地域自治組織の制度化など、地方制度改革の動向に注視しつつ、政令指定都市への移行を念頭に、支所及び将来設置する行政区への権限移譲及び財源の移転を進めるということをごここに書かれておりますが、ここで国の動向を見るとか、こういう言い方をやっておるわけでありまして、地方分権ということを中心に、このまちづくり計画の中で強調されているわけでありまして。地方分権というのは、もともと何かといいますと、まず、住民が主体の行政を進める、ここがまず大事なことではないか。そういう点から見ますと、国にこの地方自治制度の問題については積極的に提案をする。また、この委員会を通じて協議をする。こういう方法とか、つくるとか、こういう点についても一つの一定の協議も必要ではないかというふうに思っております。この点についても、ぜひとも検討をしていただきたいというふうに思っております。

次に、序論の問題について、合併の必要性及び効果について序論に触れられております。総務省は、今、市町村合併を求める理由としては、次のようなことをあげております。地方分権の推進、それから高齢化への対応、多様化する住民ニーズへの対応、生活圏の広域化への対応、効率性の向上、これをあげておるわけでありまして。

協議第9号の市町村建設計画（案）でも、市町村計画（素案）の序論の合併の必要性及び効果では、まず、(1)住民の日常生活圏の拡大、(2)少子高齢化への対応、(3)環境問題など広域的な行政課題への対応、(4)地方分権への推進、(5)国・地方を通じた財政の著しい悪化をあげております。総務省の言っていることと、きょう提案されております市町村計画（素案）は、ほとんど変わらない内容となっております。ここでは、地方分権がどこにあるのか、堺市と美原町がなぜ合併しなければならないかという理由の独自性が明らかになっておりません。

その点から、序論1. 合併の必要性及び効果についての問題点として、まず1番目に、合併しなくても解決しなければならないものとして、少子高齢化への対応について、少子化が

むしろ大きな問題であって、フランスが出生率をふやしたように、国の施策の中で、子どもが産みやすい環境をつくることは大きな課題であります。合併しなくても進めなければならない、これらの課題であります。

次に、財政危機だから合併を進めなければならないことにつきましては、地方財政の厳しさはそのとおりでありますけれども、先ほども申し上げましたように、地方財政が苦しくなった原因、また、どうすれば財政危機が解決できるのか、合併すれば財政の見通しが立つのか、明らかにする必要があるというふうに思っております。さらに、この赤字になった原因についても詳しく見ていただきたいと思っております。

今、地方財政の危機を打開するには、地方の権限移譲と、そして税源移譲を国に実施させることがまず必要ではないでしょうか。この点からも、堺市との合併を進めなければならない理由が明らかになっておりません。

三つ目の住民の日常生活圏の拡大についてでございますが、このことについても、広域行政で解決できるものがたくさんあるんじゃないでしょうか。堺市と美原町がぜひ合併しなければならない、これが理由になるのかという点が言えるんじゃないかと思っております。

それから、4番目に環境問題への対応について、環境問題は開発優先の整備の中で生まれたものであります。関西圏云々ということが、この素案の中に書かれておりますが、しかし、環境問題の対応を言いながら、また、開発優先を推進しようとしておるということになっているんじゃないかと思っております。美原町と堺市の合併について、万人が納得できる説明が、そういう点から必要だと思っております。

以上の理由から序論1. 合併の必要性及び効果について書き直しを求めるものであります。以上です。

○栗駒委員 今、米谷委員から幾つかの提案がございましたけれども、その中の一つ、ダブるんですけれども、ぜひ、委員の皆さん方と認識を一致しておいた方がいいと思いますので、一言だけ最後に発言したいと思いますが、15ページに、新たな自治の仕組みの構築という文章がございます。6行にわたってございますけれども、そこに、地域自治組織の制度化など、地方制度改革の動向を注視しつつという文章がございます。先ほど米谷委員からもお話がございましたけれども、この6行は、今後、この新市になった場合、具体的にはどういうことを想定してこの文章が入っているのか。国の調査会の中間報告もございますけれども、この地域自治組織の制度化というのは、どういった制度なのかというふうなことが当然皆さん方の一致した認識が必要やないかと思っておりますので、ぜひ、そういう点では事務局さん、幹事の方ですけれども、どういう考え方で、今後どういうふうに自治の仕組みを考えていこうと考えておられるのか、そういう点ではご説明が必要かと思っておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。

○米原会長 これは次回でいいんですね。ほかに何かご発言はございませんか。

市民代表の方に私はどんどんしゃべってほしいと思ってるんですけども、何かございませんか。

○山口委員 堺の女性団体を代表して発言をさせていただきます。

きょうは、米谷委員さんの方から、最初から財政シミュレーションの話とか金の問題で、ちょっとひとつ、私、女性の立場から、実は私も子育て中でございます、美原町の30代、それから40代前半、20代、子育て中のお母さん方とちょっとネットワークを持っておりまして、合併の問題について、子どもを抱きながら、このお盆に話をさせていただいたんですが、私、美原町のお母さん方は、美原町の中で特に教育、それから保育、緑の多い環境、そのことをとても誇り高く思っているんじゃないですかね。そういうことを町民の方がみずからそういうふうにおっしゃるといふのは、素晴らしいことやなと。

実は、堺市も介護保険制度が始まった3年前に、実は介護保険制度のサービス内容が日本一だということで、ある雑誌ですごい高い評価を受けたこともあるんですね。お金のことばかりおっしゃってるけれども、じゃあ、合併というのは、財政基盤というのはあって当然ですから、そんなことは私は当たり前のことやと思うんですが、市民の生活に密着している問題で一番関心があるというのは、やっぱり教育、環境、福祉、健康、医療、こういう問題があると思うんですね。美原町と堺市が合併したら、私は素晴らしい、そういう意味ではメリットが大きく広がるというふうに思っています。政令指定都市になればの話ですけどもね。

前も美原町の委員さんから、保育の問題では、大阪狭山市さんと非常に密接な関係があるから、その辺の問題もいろいろあるのよというご意見もありました。米谷委員さんは、二、三十年後の財政シミュレーションとおっしゃったんですが、私はそんなものがどうして必要なのか、ちょっとわかりにくいなと思うんですね。20年後、30年後、財政基盤の保障があるから、私たちは堺に住む、美原町に住む、あるいは新堺市としてやっていく。今、そのことを重点的に話をして、それを合併するかどうかという基準に置いていくというのは、堺市の私が言うのは何なんですけれども、特に女性の立場からは、そのことももちろん大事だけれども、もっと教育のこと、保育のこと、介護のこと、新堺市になって政令市になったら、メリット広がるんですよ。教育なんて、堺市は、はっきり言ってあんまりよくないところもあるかもしれない。しかし、それは全国的によくはないんですが、政令指定都市になったら、独自で先生を採用できるでしょう。そういう問題もあって、いろいろ教育問題でも、非常に権限が強化され、それに財政基盤がくっついてきたら、非常に新しい、今までになかった教育や福祉の問題をつくっていけると。

ここに書いておりますダイナミックというんですか、ダイナミックやから、荒々しいという意味じゃなくて、それぞれの私たちの意見をよく聞いていただいて、まちづくり計画をつくっていただきたいと思います。余り20年後、30年後のそういう形で事務局を何か追い

詰める。事務局はしっかり追い詰められてつくっていただいたらいいですけども、その20年後、30年後の、だれが保障できるんかと思うんですね。今ごろ、そんなものをつくったとしてもね。無責任な計画という意味ではなくて、もっと教育や福祉や、そういう問題について、計画案にどんどん私たちが意見をできるような、そんな協議会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○木原副会長 一言だけ意見を言わせていただきたいんですけども、ある先生からの、美原町と堺市が合併しなければならないというその理由としては弱いというご意見がございましたけれども、ここで書いてあることが十分であるとは私は思っていないので、何回も議論して、いろんなご意見を追加していけばいいと思うんですが、問題は、美原町と堺市が合併をして、今、ご意見もありましたように、将来、どういうまちづくりをするんだと、それぞれの議員さん、団体の皆さん、市民の皆さん、我々が将来の両市町のまちが、どんなにすばらしいまちにしていくんだと、そういう視点で議論をしているんで、しなければならないからという話は、僕と美原町長ともお話したこともありませんし、美原町長を中心にして議長さん、皆さん方も、将来、すばらしいまちを堺市と一緒に作るという強い意志があたりだという確信を持って私も、それなら一緒にやりましょうということでここに出席させていただいておりますので、意見として申しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○米原会長 それでは、先ほど時間が迫っていると申しましてから、約1時間近くたちましたので、次の議題に移らせていただきます。

次は、協議第10号「市町村建設計画パブリックコメント実施要領（案）」を議題とさせていただきます。

これにつきましては、本日ご協議の上、案の決定をいただき、実施期間等詳細については、実際にパブリックコメントを実施する直前の協議会でご協議・承認をいただけたらと存じております。そこで、本件につきまして、ただいまから事務局の方にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○吉田事務局長 協議第10号「市町村建設計画パブリックコメント実施要領（案）」ということでございます。25ページでございます。

本案件につきましては、11月に実施を予定してございます市町村建設計画のパブリックコメントの実施にあたりまして、必要な事項を定めるものでございます。パブリックコメントにつきましては、前回の協議会で承認されました、策定にあたっての基本方針で実施することとしておりまして、今後の事務を遅滞なく進めるため、今回、ご提案をするものでございます。

まず、1番の目的でございますが、先ほどから出ております住民の方の不安という点でいろいろ議論がございました。両市町の住民の方々に計画の策定過程の情報を提供いたしまして、ご意見やご提案をいただき、協働参画による計画づくりを進めるために実施するもので

ございます。

2の実施主体でございますが、私どもの堺市・美原町合併協議会でございます。

それから、3で計画素案の提供ということでございます。協議会での協議を経まして、市町村建設計画の素案をまとめまして、この要領に定めるところによりまして、住民の方々に周知を図るものということでございます。

4. 意見の提供ができる者ということでございますが、両市町の区域内に住所を有する者または通勤通学する者が意見提出できるとしてございます。

それから、5で意見の提出方法でございますが、いろいろ、郵便、直接持参、ファクシミリ、電子メール等々、ここの記載のとおりでございます。

それから26ページでございます。6番に意見の提出期間ということを書かせていただいておりますが、これは先ほど会長からもございましたように、10月の素案を決定した際にご協議いただきまして、提出期間につきましては定めていきたいという考えでございます。

それから、7番が素案等の周知方法でございます。両市町が役割分担をいたしまして、住民説明の機会を設けます。また、両市町の情報提供窓口、その他主要公共施設への配置、さらには協議会のホームページでの掲載等を考えてございます。

それから、8番の意見の取扱いでございますが、提出された意見につきましては、単に賛否の結論を示したもの、または趣旨が不明確なものは対象とはいたしません。意見を採り入れる場合には、意見の概要、それから理由、素案に施した内容等をお示しします。それから、採り入れない場合につきましても、その理由を公表するということにさせていただいております。実際にパブリックコメントを実施する際には、この実施要領をベースにいたしまして、住民向けの説明資料を作成いたしまして、計画の素案とともに周知する予定でございます。以上でございます。

○米原会長 ありがとうございます。ただいまのご説明についてご質問、ご意見等がございましたら、お受けいたします。

(「なし」という声あり)

質問、ご意見ございませんようですので、本件につきましては、原案のとおりに決してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございます。異議なしということで処理させていただきます。

次に、協議第11号「地域審議会の取扱い(案)」を議題とさせていただきます。

これにつきましても、地域審議会の組織や運営に関しては、他の協議項目の検討状況を勘案しながら別途協議していただくこととし、本日は地域審議会の設置のみ、ご協議いただき、ご承認をいただけましたら大変ありがたいと存じている次第でございます。

本件につきましては、ただいまから事務局がご説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○吉田事務局長 協議案第11号、27ページでございます。「地域審議会の取扱い(案)」ということでございます。ここに表記させていただいておりますように、新市において、旧美原町区域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の組織及び運営に関する事項については今後協議するということでご提案をさせていただきます。

それでは、地域審議会とはということでございまして、28ページをごらんいただきたいと思います。ここに地域審議会とはということで、趣旨、内容、設置手続等について書いてございます。

趣旨のところがございますように、合併することによりまして、合併前の、もとの地域固有の実情等に配慮されにくくなるというような懸念に対しまして、もとの区域の住民の意向が、よりきめ細やかに新市の施策にも反映されるよう、合併特例法により創設された制度でございます。したがって、合併関係市町村の協議によりまして、合併関係市町村であった区域ごとに置くことができるというふうになっております。今回の場合は、編入を前提にして今協議を進めてございますので、美原町区域内に設置ということで考えてございます。

内容でございますが、一つは、新市の長の諮問に応じて意見を述べるができるということでございます。それからもう一つは、必要に応じまして、新市の長に対して意見を述べるができる自治法上の附属機関でございます。一般的には市町村建設計画の執行状況等についての審議する機関ということでございます。それから設置期間でございますが、市町村建設計画の期間と整合を図るケースが多うございます。一般的には5から10年を目安というふうにされてございます。

それから、設置手続でございますが、合併関係市町村の協議によりまして、合併前に合併関係市町村の議会の議決を経て設置ということになってございます。合併特例法によりまして、地域審議会の構成員の定数、それから任期、任免、その他組織・運営に関しまして必要な事項を合併関係市町村の協議により定めることとされてございます。

そこで、今回の協議会におきましては、先ほど会長からもお話が出ましたように、地域審議会につきまして、住民の方々の不安・懸念の解消の観点から、今回は、まずは設置することについての協議をいただきまして、審議会の組織をどうするかと、運営をどうするかということにつきましては、今後の合併協議の状況でありますとか、国の動き等を見ながら、別途ご協議をいただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○米原会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がおありでございましたら、お聞きしますが、何かございませんでしょうか。

○肥田委員 さて、先ほど山口委員さんのご発言を静かに拝聴いたしまして、非常に感銘を覚えております。と申しますのは、いろいろなご議論もございますが、女性特有のソフトな視点から、隣の美原町のあなたのお知り合い、あるいは友人を交えて、いろいろな意見を交換

した中で、教育部門とか福祉問題、いろいろ聞かせていただいた、そういう女性の切実な思い、その視点からお話をいただきまして、非常に心強い思いもいたしました。ますます、これから先生のような方にご活躍をお願いをしたい。これは合併の問題は別といたしましても、非常に尊敬を覚えています。

さて、本町が大都市・堺市との合併協議に臨むに際しまして、これまでも対等尊重の立場での協議、また、本町の主体性の確保といったことを任意の協議会から繰り返して主張しているところであります。住民の皆様には十二分にこれはあらゆる機会をとらえて伝えてきたところでもございます。これまでの2回の協議会での会議におきましては、美原町域に重点を置いて、市町村建設計画を策定すること、美原区の設置を検討することなどを確認・決定していただき、合併協議の根幹となる大変重要な部分について、私ども美原町の思いが一つ一つ着実に実ってきているものと私自身感銘を覚えているところであります。

本協議会での協議の状況や結果については、事務局からも広報に尽力をしていただいているところでもあります。また、美原町においても、行政はもちろん、私ども議員個人も、あらゆる機会を活用し、住民の皆様に対し、市町村合併に関する正しい情報をお伝えするように努めているところでございます。しかしながら、本町には、いまだ合併に対する不安や懸念を訴える住民が多く存在していることも、また否めない事実であります。本町といたしましては、こういった住民の不安を一つ一つ払拭する必要がございます。また、これは非常に遺憾なことではありますが、合併協議での約束が守られないようなうわさをまことしやかに流す者も見受けられます。また、虚言、虚報を用いて故意に誤った情報を流し、住民を混乱に陥れることをねらうような不穏分子も存在することもまた事実であります。

係る問題につきましては、今後、本町におきましては、正常な歩みを住民の皆様方に理解していただく必要があり、広報特集号を発行し、全町全戸、くまなくお知らせしているところで、さらなる情報提供を行うよう、議会といたしましても、町に対して要望しているところでもあります。

住民代表である私たち議員にとりましては、住民の不安や動揺を取り除くことは、また、その職責、使命であります。本町におきましては、今後も町議会、町を挙げて、誤った情報や歪曲された情報を打ち消していくとともに、そういった不穏な動きを未然に防ぐなど、迅速かつきめ細かく対応していく必要もございます。このような意味におきましても、この合併協議の場において、地域審議会を設置することにより、合併後も現在の美原町の主張が担保されることを確認し、住民にお知らせする必要があることをご理解をいただけることをお願いするものであります。

また、私、きょうこの現在まで、この美原町の地にありまして、いろんな面でご指導を皆さん方からいただいております。また、このようなご縁をもって堺市の皆さん方ともども、これからの発展を願うところの非常に情熱ある皆さん方のご意見も拝聴して、私自身は本当

に、ああ、よかったなど、このように覚えております。

先ほども申し上げましたように、このような私たちが町民のために、これからの将来の楽園を築くために、安住の地を築くために、どのようなことがありましても、必ずや、美原の新構築をめざして、この今日までの私の人生すべて、また、現在、私の健康も非常に自身良好と覚えております。全身全霊を打ち込みまして、この美原町の住民の皆様のために燃え尽きるところまで奮闘していきますので、覚悟のほどを皆様方にお聞きもいただき、これからのご指導をよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○米原会長 ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

ほかにご意見、ご質問はないようでございますので、本件については原案のとおり決したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決しました。

次に、協議第12号「町名・字名の取扱い(案)」を議題とさせていただきます。

本件につきましては、本日ご説明して、ご意見をいただき、次回にその意見を集約した形で修正案を提案したいと思います。本日はご意見のみをお伺いしますので、忌憚のないご意見をおっしゃっていただければ、大変ありがたいと思います。

それでは、本件について、まず事務局からご説明を申し上げます。

○吉田事務局長 協議第12号「町名・字名の取扱い(案)」でございます。31ページをごらんいただきたいと思います。

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。まず、堺市の町名については、従前のとおりとする。2点目、美原町域については、現在の町名・字名の前に「美原町」を冠する。3点目、堺市の「丁」及び美原町の「丁目」については、従前のとおりとするということでございます。

町名・字名の取扱いにつきましては、住民の皆さんの生活にも直接関係することでございます。関心も高うございます。地域の歴史がしみ込んだ住民にとって愛着深いものであるというケースが多いかと思っております。合併後も従来どおりとするケースが一般的でございますので、事務局といたしましては、調整の方針といたしまして、先ほど申し上げましたように、美原町域の現在の町名・字名の前に「美原町」を冠する。それから、現在使われております美原町の町名につきましても、従前のとおりということでございます。

ちょっと32ページをごらんいただきたいと思いますが、ここで調整内容ということで、現況に堺市、美原町、それから調整の具体的内容というふうに三つの枠をこしらえてございます。今、ご提案いたしますのは、一番右にございます美原町域については、現在の町名・

字名の前に「美原町」を冠する。美原町阿弥、美原町石原というような表記、それから少し下へいきまして、美原町北余部西1丁目から4丁目、さつき野西1丁目から3丁目ということで、今、使われております表記、町名につきましては、そのまま使うということのご提案でございます。以上でございます。

○米原会長 事務局からご説明いたしましたけれども、これにつきまして、ご質問、ご意見等がございまして、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

今、異議なしというお声が上がりましたけれども、これにつきましては、また、次回ご承認をいただけたらと存じておりますので、次の案件に移らせていただきます。

次は協議第13号「慣行の取扱い（案）」を議題とさせていただきます。

ただいま協議第13号と申しておりますのは、お手元の資料の43ページに書いてあることでございます。本件につきましても、本日ご説明をし、ご意見をいただきまして、次回にそのご意見を集約した形で修正案を提案するということにしたいと思っております。本日はご意見のみお伺いしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、簡単に事務局から本件について説明をさせていただきます。

○吉田事務局長 今、ご案内ございましたように、協議第13号、43ページでございますが、「慣行の取扱い（案）」ということで、慣行につきましては、ここにお示ししておりますように、市章・町章、それから都市宣言等、市町の歌、市民憲章・町民憲章、市の木、花木、花、鳥、町の木、花等についての取扱いでございます。これらにつきましては、編入合併を前提に協議ということでございますので、基本的には堺市の慣行に統一するとさせていただきます。しかしながら、旧の市町村の制度が当該地域にとって愛着深いものである場合もございまして、単に統一するのではなく、合併後も何らかの方法でこれらの継承していくといったことを考えていかなければならないと思っております。

そういった考えに基づきまして、例えば二つ目でございます都市宣言等、これにつきましては、堺市の都市宣言等に統一するということでございますが、その中に、ゆとり宣言というのがございます。これは美原町のみ存在するものとなっております、調整の方針といたしましては、新市で検討することと考えてございます。都市宣言につきましては、新市で検討ということでございます。

それから、四つ目の市民憲章、町民憲章でございますが、これにつきましても、現在の美原町の町民憲章、美原町域の憲章として伝承していくと、さらに新市が政令指定都市に移行しまして、行政区を設置することとなった場合に、改めて区民憲章等の制定について検討するということが方針とさせていただきます。

同じく次の市や美原町の木、花についてでございますが、これも現在の木、花として美原町の方は伝承していき、新市になりまして、指定都市に移行の際に行政区を設置するという

この場合、改めて区の木とか区の花等の制定について検討するということの方針をさせていただきます。

資料の方は44ページ以降に個表をつけてございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、別冊で関係資料を用意しておりますが、こちらには都市宣言の宣言文等が記載されてございます。参考にいただければと存じます。説明は以上でございます。

○米原会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、承りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

○池田貢委員 47ページの堺市民憲章、美原町民憲章なんですが、そんなにふだん、市民憲章、町民憲章に頻繁に接しているわけではないので、このままでもいいかもしれないと思うんですけども、堺市民憲章を見させていただいた場合、中世とか近世とか現代の堺市の特徴を非常によくあらわしております、現在の堺市にふさわしい憲章であると、こういうふうに思うわけなんですけども、ただ、美原町の住民にとりましては、合併後の憲章として、やはりちょっと美原町の内容から若干そご、違和感を覚えるところもございまして、堺市の現憲章に美原町の憲章の一部であります自然と歴史に育まれ等ですね、そのままでもいいですし、あるいは自然と歴史を育むために等、将来に向けての内容になってもよいから、挿入できないものかなということ、ちょっと検討いただけたらと思う次第であります。

○吉田事務局長 市民憲章の件でございまして、堺市の市民憲章は、ここにも記載しておりますように、昭和38年に制定されてございます。40年が経過しようとしておることとございまして、新たな市民憲章につきましては、先ほどもご説明いたしましたように、合併時の後でございます政令指定都市の移行に際しまして、行政区の中で区民憲章であるとかいうことのご議論と同じように、新しい市民憲章を検討することが適当ではないかということと今回ご提案をさせていただきます。以上でございます。

○清水委員 素人なので、少し質問も含めて確認なんですけども、この市の花、木ありますね、これは一応堺の方のヤナギに統一というようになっておるんですけども、美原町は町域の木と花を伝承していくとありますけれども、これは基本的には合併した場合に、木というのは一つに絞らんといかんとかいうことなんです。例えば二つとも代表の木として残すということとできないのかということなんです。単純な質問なんですけども。

○吉田事務局長 ただいまご質問ございましたんですが、合併して、一つの市民ということになりますので、共有すべきものというものは同一化すべきではないかというふうには考えております。先ほども説明いたしましたように、私ども、指定都市というのがその後でございます。区の花、区の木ということで残されているところも他市の事例でございますので、その際にもう一度ご議論をいただきたいというふうに考えておまして、とりあえず、一度共有化させていただいて、もう一度、指定都市の段階でご議論をというふうに考えてござい

す。以上でございます。

○米原会長 ありがとうございます。何かほかにご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

どうもありがとうございました。もう一度、ただいまのご意見等を考慮いたしまして、次回の協議会にまた案をお示しいただくことにしますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

一応用意いたしました議題は終わりましたが、今までいろいろご議論いただきました以外の点で何かご発言したいというようなことはございませんでしょうか。もうありませんですか。

(「なし」という声あり)

それでは、ないものと思ひまして、これで本日は閉会したいと思います。

次回につきましては、9月17日水曜日午後1時から堺商工会議所会館で第4回目の協議会を開催させていただきますので、委員の皆様方には、よろしくご参集のほど、お願い申し上げます。

以上で本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、第3回協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

○午後3時10分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成15年 月 日

会 長 米 原 淳七郎

署名委員 小 郷 一

署名委員 井 上 敏